



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
2月24日
第693号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 公 告

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (下水道課) 1

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告 (耕地課、農村振興課) 1

○ 教育委員会規則

※滋賀県学校運営協議会規則の一部を改正する規則 (生涯学習課) 2

公 告

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

甲賀市が令和8年2月17日に変更した甲賀都市計画下水道に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月24日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部流域下水道事務所 草津市矢橋町字帰帆2108番地

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営入江善積地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営入江善積地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画概要書
- 2 公告期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで
- 3 掲示場所 米原市まち整備部農政課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/348692.html>)でも閲覧することができる。

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営入江V期地区土地改良事業(用排水施設整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営入江V期地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 令和8年2月24日から令和8年3月3日まで
- 3 掲示場所 米原市まち整備部農政課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/348741.html>)でも閲覧することができる。

教 育 委 員 会 規 則

滋賀県学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月24日

滋賀県教育委員会教育長 村 井 泰 彦

滋賀県教育委員会規則第1号

滋賀県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

滋賀県学校運営協議会規則(平成28年滋賀県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。